

射水市告示第2号

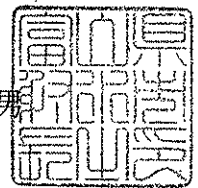
字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するので、同条第2項の規定により、告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による射水市大門本江第一土地区画整理事業（第2工区）の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年1月11日

射水市長 分家 静



市町村名	従前の字の区域を変更し、大字「あおば台一丁目」に編入する区域		
射水市	大字名	字名	地番
	大門本江	浦川	713の2、715の1、715の2、716、717、718、719、720、812の1から812の4まで、813の1、813の2、814の1、814の2、815の1、815の2、816の1から816の3まで、817の1から817の3まで、818の1、818の2、819の1、819の2、820の1、820の2、821の1から821の3まで、835の1の一部、835の5、836の1の一部、836の4、837の1の一部、837の3、838の1の一部、838の2、839の1の一部、839の2、840の1の一部、840の3、841の1の一部、841の2、842の1の一部、842の2、843の1の

			一部、843の2、844の1の一部、844の2、845の1の一部、845の3、846の1の一部、846の2、847の1の一部、847の4
--	--	--	--

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の字の区域を変更し、大字「あおば台二丁目」に編入する区域		
射水市	大字名	字名	地番
	大門本江	浦川	835の1の一部、835の4、836の1の一部、837の1の一部、838の1の一部、839の1の一部、840の1の一部、841の1の一部、842の1の一部、843の1の一部、844の1の一部、845の1の一部、846の1の一部、847の1の一部、858の1、858の5、859の1、859の4、860の1、861の1

上記の区域内にある市有地の全部を含む。